

数理・データサイエンス・AI 教育に関する規程

(目的及び趣旨)

第1条 この規程は、中京学院大学及び中京学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における全学的な数理・データサイエンス・AI 教育を推進し、もって本学におけるデータサイエンス教育のプログラム構築及び改善を資することを目的として必要な事項を定めるものとする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うための組織及び方法は別に定める。

3 自己点検評価の結果を年度毎に公表する。

(委員会)

第3条 リフォームエデュケーションセンターの元に数理・データサイエンス・AI 教育委員会を置く。

2 委員会に委員長を置き、第5条第1項第1号の委員の中から選出する。

(業務)

第4条 数理・データサイエンス・AI 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 文部科学省における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度に関する事項

(2) 前号における数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの設計に関する事項

(3) 学内及び学外からの視点による自己点検・評価に関する事項

(4) 数理・データサイエンス・AI 教育に関する科目の履修に関する事項

(5) その他目的達成のために必要な事項

(委員会組織)

第5条 数理・データサイエンス・AI 教育委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 各学部から選出された専任教員各1～2名

(2) 各部署から選出された事務職員1～2名

(3) 委員長が必要と認めた者

2 前項第1号ならびに第2号委員は、学長が任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は後任を置くことができる。後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。

(所管)

第8条 数理・データサイエンス・AI 教育委員会に関する事務は、リフォームエデュケーションセンターにおいて行う。

(改正)

第9条 この規程の改廃は、大学執行部会の議を経て学長が行う。

附則

1. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。